

お知らせ

国民健康保険加入者のみなさんへ 平成18年度の国保料率は次のとおりです

世帯ごとの国保料については、6月中旬にご自宅へ通知を郵送します。今後も、健全な国民健康保険事業の運営を図るため、納期限内の納付にご協力いただきますようお願いいたします。
なお、保険料の納付には便利で確実な口座振替をぜひご利用ください。

| 年 間 | 旧長浜・旧びわ地区にお住まいの方 | | | 旧浅井地区にお住まいの方 | | |
|-------------------|------------------|------------|------------|--------------|------------|------------|
| | 医療分 | 介護分 | = 合計(国保料) | 医療分 | 介護分 | = 合計(国保料) |
| 均 等 割 (1人あたり) | 22,800円 | + 7,600円 | = 30,400円 | 23,400円 | + 7,600円 | = 31,000円 |
| 平 等 割 (1世帯あたり) | 22,800円 | + 5,100円 | = 27,900円 | 20,200円 | + 5,100円 | = 25,300円 |
| 所 得 割 | 6.20/100 | + 1.65/100 | = 7.85/100 | 5.20/100 | + 1.65/100 | = 6.85/100 |
| 資 産 割 | 20.0/100 | + 6.30/100 | = 26.3/100 | 27.0/100 | + 6.30/100 | = 33.3/100 |

合併に伴う経過措置期間中です。
介護分は40歳から64歳までの被保険者にかかります。
平成18年度から介護分の限度額が90,000円になりました。(改正前80,000円)

お問い合わせ先

| | | |
|-------|-----------|---------|
| 長浜市役所 | 保険年金課保険料係 | 65-6517 |
| 浅井支所 | 市民生活課 | 74-4353 |
| びわ支所 | 市民生活課 | 72-5253 |



ホープちゃん

国民年金のお知らせ

免除継続申請をされた方へ

保険料の免除を受けるには
所得申告が必要ですよ！

平成17年度の免除申請時に平成18年度以降の継続申請を希望した人も、所得の申告ができていないと保険料の免除申請の継続審査ができません。継続申請を希望した人で所得の申告がまだの場合は6月末までに必ず申告を済ませてください。

お問い合わせ先は、滋賀社会保険事務局彦根事務所(☎0749-233-1114)へ。

児童手当の現況届は6月中旬!

現在、児童手当を受けている人は、引き続き受ける資格があるかどうかを確認するため、毎年6月中旬に「児童手当現況届」を提出していただくことになっています。

現況届は、次の窓口へ6月30日(金)までに提出してください。
子育て支援課 (☎6514)
浅井支所保健福祉課 (☎74354)
びわ支所保健福祉課 (☎75254)
なお、今年度の公民館受付は行いませんのでご注意ください。

布団丸洗いサービス 受付開始

市では、在宅で介護を受けておられる方が日常的に使用する布団を丸洗いするサービスの申請を受け付けています。

対象となる方は65歳以上の在宅で生活されている方(平成17年11月1日～平成18年4月30日の間で在宅生活が3か月以上)のうち、5月1日現在で介護保険要介護3～5の認定を受けているまたは障害老人の日常生活自立度がランクBおよびCの方で、ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯、所得税非課税世帯、生活保護を受けている世帯のいずれかに該当する方です。

【受付期間】
6月1日(木)～16日(金)
【負担額】 利用料の1割
お問い合わせ先は、高齢者介護福祉課(☎7789)、浅井支所保健福祉課(☎74354)、びわ支所保健福祉課(☎75254)へ。

お知らせ

スピーチな私発見セミナー

コミュニケーション力や考える力、社会を見る視点など、心に栄養を与えてくれる講座です。
6月22日(木) 午前10時～正午
「対話の扉を開く」
「自分に出会う・他者に出会う・社会に出会う」
6月29日(木) 午前10時～正午
「感情と楽しくつきあう」
「自分の感情はすべて大事」
7月6日(木) 午前10時～正午
「スロー&シンブルに生きる」
「過去と他人はかえられないが、未来と自分を変えられる」

講師 金 香百合さん(ホリスティック教育実践研究所長) 植木美恵子さん(ホリスティック教育実践研究所研究員)
会場 長浜市民交流センター
対象 市内在住または在勤の18歳以上の人(高校生除く)
受講料 無料
定員 20人(先着順)
締切り 6月16日(金)
その他 託児あり(要予約)
お申込みは、市人権施策推進課 男女共同参画係(☎6560)へ。

「日本女性会議2006しものせき」市民派遣員募集

「We are わからなから信じてあう。知らないから支えあう。」
とき 10月6日(金)・7日(土)の2日間
派遣先 山口県下関市(下関市民会館・海峡メッセ下関ほか)
対象 市内にお住まいで、男女共同参画に関心のある人(18歳以上・高校生除く)
定員 3人(多数の場合は抽選)
費用 8,500円程度(資料代・交流会参加費など)
お申込みは、〒526-8501(住所不要)市人権施策推進課男女共同参画係(☎6560、☎8555、Email:jinken@city.nagahama-shiga.jp)へ。
お申し込みは、〒526-8501(住所不要)市人権施策推進課男女共同参画係(☎6560、☎8555、Email:jinken@city.nagahama-shiga.jp)へ。
締切り 6月16日(金) 必着
参加後 報告書を提出いただきます。

「ト権」ってなに?

「男は仕事、女は家庭」など性別で役割を決めつける考え方や風潮は、これまで女性や男性の多様な生き方を制約してきました。特に、女性が能力を發揮し、主体的に生きることの妨げとなってきました。

女性への暴力を許さない

「ドメスティック・バイオレンス(DV)」とは、夫婦や恋人など親密な男女間における、主に男性からの暴力のことで、社会的・身体的・精神的・性的・経済的暴力などの形態があります。個人的な問題のため、発見や解決が遅れやすいという、重大な人権侵害であるということが十分に認識されていない状況があります。

「セクシュアル・ハラスメント」とは、相手が望まない性的な言動で不快な思いをさせたり、不利益を与えたりすることです。現状は男性から女性へ向けられることが多く、職場だけでなく地域や学校などの力関係や上下関係があるところでおこりがち

今月の人権

女性・子ども・高齢者 障害者・同和問題 外国人・患者

男女がともに生き生きと

男性も女性も個性や能力を發揮して、生き生きと暮らすためには、一人ひとりの意識を変えることが必要です。まずは、家事、育児、介護、地域活動など身近なことを一緒に取り組むことから始めてみませんか。



自治会や敬老会などで男女共同参画を考える朗読劇「今どきの桃太郎」を上演するボランティアグループ「はーとふるハート」さん。スタッフ募集中です。

6月23日～29日は『男女共同参画週間』
「あなたの中の、思い込み、気づいていますか?」